

静岡県告示第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年3月11日

静岡県知事 鈴木康友

1 施行者の名称

磐田市

2 都市計画事業の種類及び名称

磐田都市計画下水道事業 磐田市公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和55年7月1日

至 令和11年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和57年静岡県告示第625号、昭和61年静岡県告示第793号、平成元年静岡県告示第564号、平成5年静岡県告示第107-1号、平成7年静岡県告示第272号、平成13年静岡県告示第116号、昭和58年静岡県告示第826号、昭和60年静岡県告示第1127号、昭和63年静岡県告示第785号、平成2年静岡県告示第1143号、平成7年静岡県告示第319号、平成13年静岡県告示第145号、平成15年静岡県告示第799号、昭和58年静岡県告示第705号、昭和61年静岡県告示第1056号、昭和63年静岡県告示第504号、平成2年静岡県告示第548号、平成7年静岡県告示第273号、平成13年静岡県告示第117号、昭和55年静岡県告示第562号、昭和59年静岡県告示第343号の4、昭和62年静岡県告示第1013号、昭和63年静岡県告示第328号、昭和63年静岡県告示第848号、平成元年静岡県告示第565号、平成3年静岡県告示第826号、平成5年静岡県告示第621号、平成7年静岡県告示第274号、平成13年静岡県告示第144号、平成18年静岡県告示第449号、平成19年静岡県告示第500号、平成23年静岡県告示第158号、平成7年静岡県告示第26号、平成13年静岡県告示第175号、平成19年静岡県告示第130号、平成23年静岡県告示第124号、平成27年静岡県告示第345号及び平成30年静岡県告示第779号の事業地のうち、静岡県磐田市大字新貝字一番割、貝塚境、中原、中山及び林之西において事業地を変更する。